

19. 未利用口座管理手数料規定

1. (本規定の適用)

この規定は令和3年4月1日以降に開設された、普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後の預入れ、または払戻し（当該口座の利息の元本組入れ、および本手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度も取引がない普通預金口座および貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失等により利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発送します（第4項各号に定める場合を除きます。）。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発送してから、引続き取引がなかった場合、当組合所定の方法により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。なお預金者の口座が引続き未利用口座である場合、翌年以降も同様の方法により所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- (4) 第2項にかかわらず次の場合は、未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - ①未利用口座の取引店と同一取引店で、定期預金、定期積金、国債、しんくみ相続信託等の取引がある場合
 - ②未利用口座の取引店と同一取引店で、融資取引がある場合
 - ③その他当組合が定める所定の場合
- (5) 未利用口座管理手数料の引落しは、「総合口座取引規定」第15条第5項、「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」第14条第4項、および「貯蓄預金規定」第14条第4項の預金口座の利用には含まれないものとします。

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合等、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく解約するものとします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高を超える支払義務を負わないものとします。
- (2) 解約後の口座の再利用はできません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

引落し済の未利用口座管理手数料については、返却いたしません。

6. (規定の変更)

この規定の各条項は、お客さまに事前に通知することなく、記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更ができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当組合の責めによる場合を除き、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合は責任を負いません。

以上

2024. 2. 1